令和 2年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名：疾病対策課
担当名：精神保健担当
内線：3566

（単位：千円）

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業
B55	災害拠点精神科病院整備事業費	一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	精神保健医療対策費

事業期間	令和 2年度～	根拠法令	災害拠点精神科病院の整備について、疾病・事業及び在宅医療に係る提供体制構築指針	宣言項目	03　大地震など危機への備えの強化
				分野施策	020516　危機管理・防災体制の強化

1　事業概要

東京湾北部地震をはじめとした大規模地震や大雨による浸水・停電等の被害により県内の精神科病院等が被災した際に、被災地における精神科医療が必要な患者の受入れ及び搬送のほか、必要な精神保健医療の支援を行うため、災害時の拠点となる精神科病院を整備し、必要な体制を構築する。

(1)災害拠点精神科病院整備事業　△2,784千円

2　事業主体及び負担区分

(県10/10)

3　地方財政措置の状況

4　事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員

9,500千円×0.4人＝3,800千円

5　事業説明

（1）事業内容

ア　災害拠点精神科病院整備事業　18,640千円

災害拠点精神科病院改修工事設計業務委託

a 建物・設備改修に関する基本設計（建物・機械・電気）

b 自家発電設備増設に関する実施設計

c 内部設備改修に関する実施設計

d 備品倉庫等の建築に関する実施設計

（2）事業計画

ア　基本設計、実施設計（令和2年度）

イ　施設・設備整備工事（令和3年度）

ウ　医療資機材等の整備（令和2年度～）

エ　災害拠点精神科病院の指定（令和4年度）

オ　災害拠点精神科病院の運営（令和4年度～）

（3）事業効果

大規模地震をはじめとした自然災害等が発生した際に、被災地の精神科医療救急医療に適切に対応することが可能となる。

想定される東京湾北部地震が発生した際の県内被害は甚大で、特に東南部、南部地域では医療機関の倒壊やライフラインの途絶が想定されることから、これらの医療機関の入院患者の受入や搬送等を含めた被災地域の精神保健医療の支援のためには災害拠点精神科病院の整備が有効である。

（4）県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況

災害発生の際は、県内外のＤＰＡＴの協力の下、災害拠点精神科病院の運営及び県内被災地域の精神保健医療ニーズに対応する。

（5）補正予算の概要

改修工事設計費に係る補助金が少なかったことによる減額

予算額		財源内訳						一般財源	補正後の予算額
		県　債							
決定額	△2,784							△2,784	15,856
現計額	18,640	2,000						16,640	